

# 川崎市浄化槽指導要綱

川崎市環境局

# 目 次

## 第1章 一般事項

1	目 的	1
2	用語の定義	1
3	浄化槽設置の手続き	1
4	浄化槽管理者の報告書等の提出	2
5	水質汚濁防止法の規定による手続き	3
6	提出先等	3
7	建築確認申請を伴う場合の問合せ先	4

## 第2章 設計・施工

1	処理対象人員及び汚水量の算定	5
2	浄化槽の構造及び排水基準	6
3	設置場所	8
4	浄化槽設置の工事	8
5	施工基準	8
6	増改築における既存浄化槽の取扱い	9
7	合併処理浄化槽により処理可能な雑排水	10

## 第3章 維持管理等

1	浄化槽の保守点検	11
2	浄化槽の清掃	12
3	水質に関する検査	12
4	報告の徴収	12
5	立入検査	13

## 第4章 その他

1	既存浄化槽	13
2	その他	13

## 別 表

「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」及び 「算定単位当りの汚水量及びBOD濃度参考値」	16
--	----

## 様式集

- 1 浄化槽使用休止届出書
- 2 浄化槽使用再開届出書
- 3 浄化槽使用廃止届出書
- 4 浄化槽設置届出書
- 5 浄化槽変更届出書
- 6 浄化槽使用開始報告書
- 7 技術管理者変更報告書
- 8 浄化槽管理者変更報告書
- 9 浄化槽維持管理計画書
- 10 浄化槽設置計画書
- 11 浄化槽設置変更計画書

## 参考資料

- 1 浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令  
(抜粋)
- 2 環境省関係浄化槽法施行規則 (抜粋)
- 3 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 (抜粋)  
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 (抜粋)

# 第 1 章 一 般 事 項

## 1 目的

この要綱は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）、建築基準法及び水質汚濁防止法並びに川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例及び川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の規定により、浄化槽の設置及び設置後の維持管理等に必要な指導事項を定め、公共用水域の汚濁防止と生活環境の保全を図ることを目的とする。

## 2 用語の定義

この要綱に使用する用語の定義は、法令等に定めるところによるものとする。

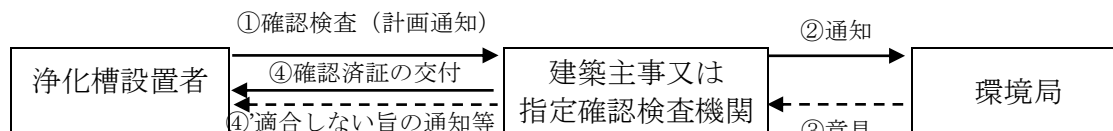
## 3 浄化槽設置の手続き

### (1) 放流先の確認

周辺に河川又は水路等の有効な放流先があり、これに接続できることを確認すること。

### (2) 建築基準法の規定による浄化槽の設置（併願）

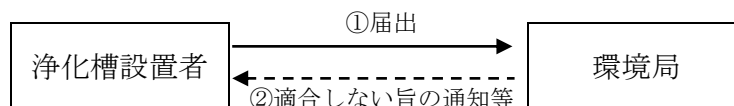
建築確認申請等を必要とする工事に伴い浄化槽を設置する場合は、浄化槽設置計画書等を表書きとして建築確認申請書等の正副 2 部に加え環境局送付用に 1 部を建築主事又は指定確認検査機関に提出すること。



### (3) 浄化槽法の規定による浄化槽の設置（別願）

既存建物のトイレの改造等で浄化槽を設置する場合は、法第 5 条第 1 項の規定により浄化槽設置届出書を担当の生活環境事業所に 2 部提出すること。

なお、提出された書類は、返却いたしません。



(4) 浄化槽設置届出書の添付図書は、次のアからコに掲げるとおりとする。ただし、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 5 項の規定を摘要する。

ア 浄化槽設置計画書（要綱第 2 様式）（併願の場合のみ）

イ 浄化槽設置届出書（別記様式第一号）（別願の場合のみ）

ウ 付近見取図

エ 各階平面図

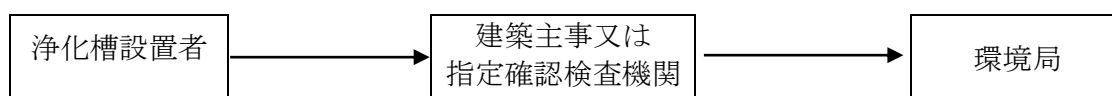
オ 流入・排水系統図

- カ 配置図（浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法）
- キ 浄化槽の仕様書（浄化槽の汚物処理性能、浄化槽の処理対象人員及びその算出方法、浄化槽の処理方式、浄化槽の各槽の有効容量が記載されていること）
- ク 浄化槽の構造詳細図
- ケ 認定を受けたものは、建築基準法第31条第2項に係る認定書
- コ 浄化槽維持管理計画書(要綱第1様式) (併願の場合は、使用開始時に提出することができる。)

※ 確認申請書等の正副2部には、ウ、エ、オ、コの添付を要しない。

(5) 確認済証が交付された後の浄化槽の変更の取扱い（併願の場合）

確認済証が交付された後、浄化槽の変更があった場合は、浄化槽設置変更計画書(要綱第3様式)を表書とし、変更にかかる図書を添付し、確認済証を交付した建築主事又は指定確認検査機関に提出すること。



(6) 浄化槽の構造若しくは規模等の変更（別願の場合）

処理方式、処理対象人員及び日平均汚水量等を変更する場合は、法第5条第1項の規定により浄化槽変更届出書(別記様式第二号)を担当の生活環境事業所に提出すること。

(7) 書類審査（別願の場合）

処理対象人員、構造及び添付図書についての審査が終了するまでは、浄化槽工事に着手できないものとする。

書類審査の期間は、届出が受理された日から21日以内とする。ただし、型式認定浄化槽の場合は、10日以内とする。

4 浄化槽管理者の報告書等の提出

浄化槽管理者（当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者）は、次の報告書等を提出すること。なお、提出された書類は、返却いたしません。

(1) 浄化槽使用開始報告書（第39号様式）

浄化槽の使用を開始した場合は、法第10条の2第1項の規定により使用開始の日から30日以内に浄化槽使用開始報告書を担当の生活環境事業所に提出すること。

処理対象人員が501人槽以上の浄化槽の場合は、技術管理者名を浄化槽使用開始報告書に記入すること。

(2) 技術管理者変更報告書（第40号様式）

技術管理者を変更した場合は、法第10条の2第2項の規定により変更の日から30日以内に技術管理者変更報告書を担当の生活環境事業所に提出すること。

(3) 浄化槽管理者変更報告書（第41号様式）

浄化槽管理者に変更があった場合は、法第10条の2第3項の規定により新たな浄化槽管理者は、変更の日から30日以内に浄化槽管理者変更報告書を担当の生活環境事業所

に提出すること。

(4) 浄化槽使用休止届出書（様式第一号）

浄化槽の使用の休止に当たって浄化槽の清掃をしたときは、法第11条の2第1項の規定により当該浄化槽の休止について浄化槽使用休止届出書を担当の生活環境事業所に提出することができる。

※使用が再開されるまでの間、保守点検、清掃及び11条検査の義務を免除する（法第10条第1項ただし書及び第11条第1項ただし書）。

(5) 浄化槽使用再開届出書（様式第一号の二）

浄化槽の休止の届出をしていた浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されたことを知ったときは、法第11条の2第2項の規定により、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から30日以内に浄化槽使用再開届出書を担当の生活環境事業所に提出すること。

(6) 浄化槽使用廃止届出書（様式第一号の三）

浄化槽の使用を廃止したときは、法第11条の3の規定によりその日から30日以内に浄化槽使用廃止届出書を担当の生活環境事業所に提出すること。

5 水質汚濁防止法の規定による手続き

処理対象人員が201人以上の浄化槽は、水質汚濁防止法の規定による届出が必要になるので、必要な届出の確認をすること。

6 提出先等

(1) 担当の生活環境事業所

生活環境事業所	担当地域
川崎生活環境事業所 郵便番号 210-0826 住 所 川崎区塩浜4-11-9 電 話 044-266-5747	川 崎 区 幸 区 中 原 区
宮前生活環境事業所 郵便番号 216-0033 住 所 宮前区宮崎172 電 話 044-866-9131	高 津 区 宮 前 区 多 摩 区 麻 生 区

(2) 環境局環境対策部環境対策推進課（水質汚濁防止法の規定による手続き）

郵便番号 210-8577  
住 所 川崎区宮本町1番地  
電 話 044-200-2521

7 建築確認申請を伴う場合の問合せ先

まちづくり局指導部建築審査課

郵便番号 210-8577

住 所 川崎区宮本町1番地

電 話 044-200-3019

## 第 2 章 設 計 ・ 施 工

### 1 処理対象人員及び汚水量の算定

(1) 処理対象人員及び汚水量の算定は、別表(「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」及び「算定単位当りの汚水量及びBOD濃度参考値」)に基づいて算定すること。

(2) 2世帯住宅の場合は、処理対象人員を10人とすること。

(3) 共同住宅の処理対象人員

ア 全体の戸数を[K]、1居室だけで構成されている戸数を[K1]として、次に掲げる[N1~N3]を計算する。(A:延べ面積)

$$N1 = 2 \times K1 + 3.5 \times (K - K1)$$

$$N2 = 0.05 \times A$$

$$N3 = 6 \times K$$

この時算定人員[n]は、次に掲げるとおりとすること。

$$N1 < N2 \text{ であつ } N2 < N3 \text{ の場合は、 } n = N2$$

$$N1 > N2 \text{ の場合は、 } n = N1$$

$$N3 < N2 \text{ の場合は、 } n = N3$$

※ Aには、管理人室・管理事務所・共同集会場等の共用部分の面積も含めること。  
また、管理事務所・集会場が別棟として設けられている場合もその面積を加算すること。

イ 1戸が1居室だけで構成されている場合でも、1戸の床面積が40㎡を超えている場合は、3.5人/戸として算定するなどの配慮をすること。

ウ リゾートマンション等で屋内プール・娯楽施設・アスレチック等を併設している場合は、別途加算すること。

(4) 店舗関係

ア 鮮魚店・惣菜店等は、実情に応じて飲食店の人員算定を適用するなどの配慮をすること。

イ コンビニエンスストアで、おでん・揚げ物・シェーク等、一般的に汚濁負荷の高いファーストフードを提供する場合は、百貨店の人員算定を適用するなどの配慮をすること。

ウ ラーメン専門店において、調理品目・内容により油物等が多い場合は、汚濁負荷が高い場合を適用するなどの配慮をすること。

(5) 作業場関係

ア 工場等で交代勤務が行われる事業所等は、延べ作業人員(定員×交代勤務数)を定員として算定することができる。

イ アの事業所等で作業員用に浴室が設けられている場合であつて、使用水量が多く汚濁負荷の高い場合は、「業務用厨房設備を設ける場合」とみなすことができる。

## 2 浄化槽の構造及び排水基準

### (1) 浄化槽の構造

浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）及びBOD除去率等は、法第4条の規定により放流水の水質の技術上の基準に従って、次のとおりとする。

処理対象人員	放流水のBOD濃度	BOD除去率
5人以上	20 mg/ℓ以下	90 %以上

ただし、公共用水域等に排出される水について、この基準より厳しい基準が別途定められている場合は、その基準によること。

### (2) 排水基準

事業所から排出される排水には、排水基準が適用されます。

詳細は、参考資料「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」別表第12を参照のこと。

### (3) 水質汚濁防止法に基づく神奈川県の上乗せ条例又は川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に該当する場合は、環境局環境対策部環境対策推進課の確認を受けること。

(4) 浄化槽の構造基準（建設省告示第 1292 号の概要）

告示区分	BOD 除去率 (%) 以上	BOD 濃度 (mg/l) 以下	COD 濃度 (mg/l) 以下	T-N 濃度 (mg/l) 以下	T-P 濃度 (mg/l) 以下	処理方式	処理対象人員 (人)	
第一	合併	90	20	— — —	— — (20)	— — —	沈殿分離接触ばっ気方式	5～50
							嫌気ろ床接触ばっ気方式	5～50
							脱窒ろ床接触ばっ気方式	5～50
第六	合併	—	20	—	—	—	回転板接触方式	51～
							接触ばっ気方式	51～
							散水ろ床方式	501～
							長時間ばっ気方式	101～
							標準活性汚泥方式	5,001～
第七	合併	—	10	—	—	—	接触ばっ気・ろ過方式	101～
							凝集分離方式	51～
第八	合併	—	10	10	—	—	接触ばっ気・活性炭吸着方式	101～
							凝集分離・活性炭吸着方式	51～
第九	合併	—	10	—	20	1	硝化液循環活性汚泥方式	51～
							三次処理脱窒・脱磷方式	51～
第十	合併	—	10	—	15	1	硝化液循環活性汚泥方式	51～
							三次処理脱窒・脱磷方式	51～
第十一	合併	—	10	—	10	1	硝化液循環活性汚泥方式	51～
							三次処理脱窒・脱磷方式	51～
第十二	合併	COD、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量, 水素イオン濃度、大腸菌数				排水基準により、第六から第十一に定める構造		

BOD：生物学的酸素要求量 COD：化学的酸素要求量

T-N：窒素含有量 T-P：りん含有量

### 3 設置場所

#### (1) 設置基数

設置基数は、1敷地に対し、原則として1基とすること。

#### (2) 設置場所

ア 周辺に河川、水路等の有効な排水先があり、これに接続できる場所であること。

イ 保守点検及び清掃に支障ない場所及び広さを確保すること。

ウ 生活環境に支障のない場所を選び、必要に応じ植樹等により施設周囲の環境整備に努めること。

#### (3) 地上設置

工場生産浄化槽の地上設置は原則として認めないものとする。ただし、土地の使用条件等により地上にしか設置できない場合は、担当の生活環境事業所、建築主事又は指定確認検査機関と協議することができるものとする。

### 4 浄化槽設置の工事

(1) 浄化槽工事は、法第21条の規定による登録又は法第33条の規定による届出を神奈川県知事に行っている浄化槽工事業者が行わなければならない。

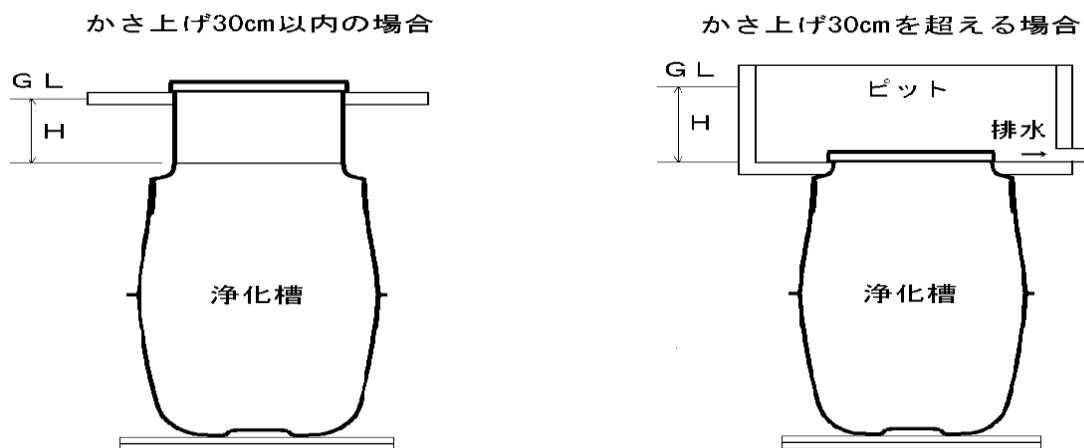
(2) 浄化槽工事業者は、工事終了後、浄化槽管理者に浄化槽の使用に関する注意事項を説明すること。

### 5 施工基準

浄化槽工事は、法第6条に規定された浄化槽工事の技術上の基準を守るほか、次に掲げることを遵守するものとする。

(1) 基礎は、地耐力及び浮き上がり防止を考慮した構造にすること。

(2) 槽のかさ上げをする場合は、高さを30cm以下にすること。ただし、鉄筋コンクリート造のピットを設置し、ピット上面に縞鋼板製の蓋及びピット内に排水設備を設ける場合は、30cmを超えることができるものとする。



- (3) 駐車場にする場合は、車両の重量が直接浄化槽にかからない構造にすること。  
また、マンホール蓋は、耐荷重用のものにすること。
- (4) マンホールには、必要に応じて転落防止のための措置を講じること。
- (5) 配管設備は、基点、屈曲点、合流点及び終点、勾配が変化する場所並びに直線部ではその管径の120倍以内の間隔にインバートます等を設けること。
- (6) 飲食店等の油脂排出量のきわめて多い用途では、油脂分の発生個所の近くに油脂分離装置を設置すること。
- (7) ディスポーザーを使用する場合は、ディスポーザーと排水処理槽からなる「ディスポーザー排水処理システム」を浄化槽の前に設置すること。
- (8) 保守点検及び清掃に使用できる水栓等を近くに設けること。
- (9) 警報装置は、容易に確認できる場所に設置すること。また、緊急連絡先等を明示すること。

## 6 増改築における既存浄化槽の取扱い

増改築する場合は、この要綱に定められた構造以外の既存浄化槽を廃止し、この要綱に定められた構造の浄化槽を新たに設置すること。

ただし、専用住宅等の増築の場合であって、増築後の総延べ床面積から算定した処理対象人員又は実質的な居住人員が浄化槽の人槽以下で下水道処理予定区域の場合は、維持管理の状況等により担当の生活環境事業所及び建築主事又は指定確認検査機関と協議することができるものとする。

## 7 合併処理浄化槽により処理可能な雑排水

### (1) 合併処理浄化槽への事業場雑排水の受け入れ可能な業種

1日当りの平均的な排出水量が50立方メートル未満で次に掲げる業種とする。

産業分類	業 種	留 意 事 項
091	畜産食料品製造業	①設計 BOD 負荷量を超えないこと。 ②BOD に対する N の割合が 5%程度であること。 ※5%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。 ③BOD に対する P の割合が 1%程度であること。 ※1%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。
093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
0932	野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記②、③と同様。
097	パン・菓子製造業	
0971	パン製造業	
0972	生菓子製造業	
0973	ビスケット類・干菓子製造業	
0974	米菓製造業	
099	その他の食料品製造業	
0992	めん類製造業	
0993	豆腐・油揚製造業	
0994	あん類製造業	
0996	そう(惣)菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記③と同様。
102	酒類製造業	上記①～③と同様。
589	その他の飲食料品小売業	上記②、③と同様。
1061	配合飼料製造業	

※産業分類：日本標準産業分類（平成25年10月発行）による。

### (2) 受入れに伴う対応

- ア 季節的、時間的な水量変動に対応するため、排水量の移送水量を調整可能な原水ポンプ槽、流量調整槽等の設備又は施設を付設すること。
- イ 水量変動に伴う汚泥流出を防止するため、保守点検及び清掃の回数の調整を行うこと。
- ウ 作業工程の変更等による水量変動に速やかに対応すること。
- エ 負荷量の軽減対策又は変動対策のため、必要に応じて前処理設備又は施設の付設及び生物処理過程の補完を行うこと。
- オ 汚泥発生量の増加に対応した施設を付設すること。

### 第 3 章 維持管理等

浄化槽管理者は、法第 10 条第 1 項の規定により浄化槽の保守点検及び清掃を行い、法第 7 条及び法第 11 条の規定により水質に関する検査を受けなければならない。

#### 1 浄化槽の保守点検

浄化槽の保守点検は、法第 8 条の規定により浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って、浄化槽の使用開始の直前から行わなければならない。

浄化槽の保守点検は、専門的な知識・技能及び器具・機材が必要なことから、自ら保守点検を行うことができない場合は、川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定により登録を受けた保守点検業者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に委託しなければならない。

##### (1) 浄化槽の保守点検回数

ア みなし浄化槽（法（平成 12 年 6 月 2 日法律第 106 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたもの。「単独処理浄化槽」）の保守点検回数

処理方式	浄化槽の種類	期 間
全ばっ気方式	1 20 人以下	3 月に 1 回以上
	2 21 人以上 300 人以下	2 月に 1 回以上
	3 301 人以上	1 月に 1 回以上
分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式	1 20 人以下	4 月に 1 回以上
	2 21 人以上 300 人以下	3 月に 1 回以上
	3 301 人以上	2 月に 1 回以上
散水ろ床方式、平面酸化方式又は地下砂ろ過方式		6 月に 1 回以上

##### イ 浄化槽の保守点検回数

処理方式	浄化槽の種類	期 間
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 20 人以下	4 月に 1 回以上
	2 21 人以上 50 人以下	3 月に 1 回以上
活性汚泥方式		1 週に 1 回以上
回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1 週に 1 回以上
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1 に掲げるものを除く。）	2 週に 1 回以上
	3 1 及び 2 に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3 月に 1 回以上

- (2) 処理対象人員が 201 人以上 500 人以下の浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者で技術管理者の資格を有する浄化槽管理士に委託すること。
- (3) 処理対象人員が 501 人以上の浄化槽管理者は、法第 10 条第 2 項の規定により技術管理者を置かなければならない。
- (4) 浄化槽を使用する者は、法第 3 条第 3 項の規定により浄化槽の使用に関する準則を遵守しなければならない。
- (5) 浄化槽の保守点検の記録は、3 年間保存しなければならない。

## 2 浄化槽の清掃

- (1) 浄化槽の清掃は、年 1 回以上行わなければならない。ただし、全ばっ気方式の浄化槽にあっては、おおむね 6 月に 1 回以上行わなければならない。
- (2) 浄化槽の清掃は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第 22 条の規定により川崎市環境局が行うものとする。
- (3) 浄化槽の清掃の記録は、3 年間保存しなければならない。

## 3 水質に関する検査

- (1) 法第 7 条の規定により使用開始後 3 月を経過した日から 5 月間に、指定検査機関が行う水質に関する検査を受けなければならない。
- (2) 法第 11 条の規定により毎年 1 回、指定検査機関が行う水質に関する検査を受けなければならない。
- (3) 指定検査機関（法第 57 条の規定により神奈川県知事が指定した検査機関）  
川崎市地区担当          公益社団法人 神奈川県生活水保全協会  
電話    045-830-5721

## 4 報告の徴収

- (1) 必要があると認めるときは、法第 53 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 6 号までに掲げられた者に対し、浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告の徴収を行うものとする。  
報告書提出の通知を受けた場合は、すみやかに報告書を提出すること。
- (2) 処理対象人員が 51 人以上の浄化槽及び 501 人以上のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）の浄化槽管理者に対し、維持管理状況について報告の徴収を求めるものとする。  
報告書提出の通知を受けた場合は、すみやかに報告書を提出すること。
- (3) 浄化槽保守点検業者は、当月分の保守点検業務の実績を翌月の 15 日までに報告すること。

## 5 立入検査

- (1) 必要があると認めるときは、法第53条第1項第1号、第3号から第6号までに掲げられた者に対し、立入検査を行うものとする。
- (2) 立入検査は、浄化槽の設置状況及び保守点検状況について行い、浄化槽管理者及び浄化槽保守点検業者等に必要な助言、指導又は勧告を行うものとする。

## 第4章 その他

### 1 既存浄化槽

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の浄化槽管理者は、法（平成12年6月2日法律第106号）附則第3条の規定により雑排水が公共用水域に放流される前に処理されるようにするため、法第2条第1号に規定する浄化槽への転換に努めなければならない。

### 2 その他

この要綱に定めるもののほか、必要と認める事項は、関係各局との協議により定めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定に基づく設置基準は、昭和61年7月1日から施行するものとする。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱施行以後に確認申請書又は浄化槽設置届出書を提出したものから適用し、同日前に提出したものについては、なお従前の例による。

(川崎市し尿浄化槽取扱い要綱の廃止)

- 3 川崎市し尿浄化槽取扱い要綱（昭和49年8月1日川建審第72号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年4月1日以降に確認申請書又は浄化槽設置届出書を提出したものから適用する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱施行以後に確認申請書又は浄化槽設置届出書を提出したものから適用し、同日前に提出したものについては、なお従前の例による。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱施行以後に確認申請書又は浄化槽設置届出書を提出したものから適用し、同日前に提出したものについては、なお従前の例による。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱施行以後に確認申請書又は浄化槽設置届出書を提出したものから適用し、同日前に提出したものについては、なお従前の例による。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年5月1日から施行する

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

**附則**

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附則**

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附則**

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

**附則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附則**

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附則**

(施行期日)

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

**附則**

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

**附則**

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

# 別表

「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」及び「算定単位当りの汚水量及びBOD濃度参考値」

種類 用途別 番号	建 築 用 途		処 理 対 象 人 員		算定単位当りの汚水量 及びBOD濃度参考値		1日の排水時間	
			算 定 式	算 定 単 位	汚 水 量	BOD		
1	集合施設関係	イ 公会堂・集会場・劇場・ 映画館・演芸場	n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	16 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	150 (mg/ℓ)	公会堂・集会場 8 劇場・演芸場 10 映画館 12	
		ロ 競輪場・競馬場・競艇場	n=16C	n:人員(人) C※1:総便器数(個)	2,400 (ℓ/個・日)	260 (mg/ℓ)	10	
		ハ 観覧場・体育館	n=0.065A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	10 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	260 (mg/ℓ)	15	
2	住宅施設関係	イ 住 宅	A≤130※2の場合 130<A※2の場合	n=5 n=7	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	200 (ℓ/人・日)	200 (mg/ℓ)	12
		ロ 共同住宅	n=0.05A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	10 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	200 (mg/ℓ)		
		ハ 下宿・寄宿舍	n=0.07A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	14 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	140 (mg/ℓ)	8	
		ニ 学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・ 老人ホーム・養護施設	n=P	n:人員(人) P:定員(人)	200 (ℓ/人・日)	200 (mg/ℓ)	8 (但し老人ホーム 10)	
3	宿泊施設関係	イ ホテル 旅館	結婚式場又は宴会場を 持つ場合 結婚式場又は宴会場を 持たない場合	n=0.15A n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	30 (ℓ/人・日) 30 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	200 (mg/ℓ) 100 (mg/ℓ)	10
		ロ モーター	n=5R	n:人員(人) R:客室数	1,000 (ℓ/室・日)	50 (mg/ℓ)		
		ハ 簡易宿泊所・合宿所 ユースホステル・青年の家	n=P	n:人員(人) P:定員(人)	200 (ℓ/人・日)	200 (mg/ℓ)	8	
4	医療施設関係	イ 病院	業務用厨房設備 又は洗濯設備を 設ける場合	300床未満の 場合 n=8B 300床以上の 場合 n=11.43 (B-300)+2,400	n:人員(人) B:ベッド数(床)	B×1,000 (ℓ/床・日)	320 (mg/ℓ)	12
		療養所	業務用厨房設備 又は洗濯設備を 設けない場合	300床未満の 場合 n=5B 300床以上の 場合 n=7.14 (B-300)+1,500		B×1,300 (ℓ/床・日)		
		伝染 病院	業務用厨房設備 又は洗濯設備を 設けない場合	300床未満の 場合 n=5B 300床以上の 場合 n=7.14 (B-300)+1,500		B×1,000 (ℓ/床・日)	150 (mg/ℓ)	
		診療所・医院	n=0.19A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )		25 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)		
		ロ	診療所・医院	n=0.19A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	25 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	300 (mg/ℓ)	
5	店舗 関係	イ 店舗・マーケット	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	15 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	150 (mg/ℓ)	8	
		ロ 百貨店	n=0.15A		30 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	150 (mg/ℓ)		
		ハ 飲食店	一般の場合		n=0.72A	130 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	220 (mg/ℓ)	8
			汚濁負荷の高い場合		n=2.94A	260 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	450 (mg/ℓ)	
			汚濁負荷の低い場合		n=0.55A	110 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	200 (mg/ℓ)	
ニ 喫茶店	n=0.80A	160 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	150 (mg/ℓ)	10				
6	娯楽 施設 関係	イ 玉突場・卓球場	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	15 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	150 (mg/ℓ)	8	
		ロ パチンコ店	n=0.11A		22 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	150 (mg/ℓ)	12	
		ハ 囲碁クラブ・マーじゃんクラブ	n=0.15A		30 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	150 (mg/ℓ)	8	
		ニ デ ィ ス コ	n=0.50A		100 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	150 (mg/ℓ)	6	
		ホ ゴルフ練習場	n=0.25S	n:人員(人) S:打席数(席)	50 (ℓ/席・日)	150 (mg/ℓ)	10	
		ヘ ボーリング場	n=2.50L	n:人員(人) L:レーン数(レーン)	500 (ℓ/レーン・日)	150 (mg/ℓ)		
		ト バッティング場	n=0.20S	n:人員(人) S:打席数(席)	40 (ℓ/席・日)	150 (mg/ℓ)		
		チ テニス場	ナイター設備を設ける場合	n=3S	n:人員(人) S:コート面数(面)	600 (ℓ/面・日)		150 (mg/ℓ)
ナイター設備を設けない場合	n=2S		n:人員(人) S:コート面数(面)	400 (ℓ/面・日)	150 (mg/ℓ)			
リ 遊園地・海水浴場	n=16C	n:人員(人) C※1:総便器数(個)	2,400 (ℓ/個・日)	260 (mg/ℓ)	7			

又	プール・スケート場	$n = \frac{20C+120U}{t} \times$	n:人員(人) C:大便器数(個) U※3:小便器数(個) t:単位便器当り1日平均使用時間(時間) t=1.0~2.0	—	150 (mg/ℓ)	10	
	キャンプ場	n=0.56P	n:人員(人) P:収容人員(人)	70 (ℓ/人・日)	320 (mg/ℓ)	8	
	ゴルフ場	n=21H	n:人員(人) H:ホール数(ホール)	250 (ℓ/人・日)	130 (mg/ℓ)	10	
7	サービスエリア	便所	一般部 n=3.60P 観光部 n=3.83P 売店なしPA n=2.55P	n:人員(人) P:駐車ます数(ます)	480(ℓ/ます・日) 510(ℓ/ます・日) 340(ℓ/ます・日)	300 (mg/ℓ)	12
		売店	一般部 n=2.66P 観光部 n=2.81P		180(ℓ/ます・日) 190(ℓ/ます・日)		
	駐車場 自動車庫	$n = \frac{20C+120U}{t} \times$	n:人員(人) C:大便器数(個) U※3:小便器数(個) t:単位便器当り1日平均使用時間(時間) t=1.0~2.0	—	—	—	
	ガソリンスタンド	n=20	n:人員(人) 1営業所当り	—	—	8	
8	保育所・幼稚園・小学校・中学校	n=0.20P	n:人員(人)	50 (ℓ/人・日)	180 (mg/ℓ)	8	
	高等学校・大学・各種学校	n=0.25P	P:定員	60 (ℓ/人・日)	180 (mg/ℓ)		
	図書館	n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	16 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	150 (mg/ℓ)	5	
9	事務所	業務用厨房設備を設ける場合	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	10 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	200 (mg/ℓ)	8
		業務用厨房設備を設けない場合	n=0.06A				
10	工場 作業所 研究所 試験所	業務用厨房設備を設ける場合	n=0.75P	n:人員(人) P:定員	100 (ℓ/人・日)	300 (mg/ℓ)	工場作業場 交代勤務無 8 交代勤務 12~24 研究所 試験所 8
		業務用厨房設備を設けない場合	n=0.30P		60 (ℓ/人・日)	150 (mg/ℓ)	
11	市場	n=0.02A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	4.2 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	200 (mg/ℓ)	10	
	公衆浴場	n=0.17A	A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	33 (ℓ/m <sup>2</sup> ・日)	50 (mg/ℓ)	12	
	公衆便所	n=16C	n:人員(人) C※1:総便器数(個)	—	—	—	
	駅・ バス ターミ ナル	P<100,000 の場合 n=0.008P 100,000≤P<200,000 の場合 n=0.010P 200,000≤P の場合 n=0.013P	n:人員(人) P:乗降客数(人/日)	—	—	始発 ~ 最終	

注 ※1 大便基数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

※2 この値は、当該地域における住宅の一戸当りの平均的な延べ面積に応じて、増減できるものとする。

※3 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね 1/2 を小便器とみなす

※ 建築用途の類似例一覧表(浄化槽の設計・施工上の運用指針2002年版より抜粋)

類似用途別番号	建築用途	類似用途別番号	建築用途	類似用途別番号	建築用途
1	イ 公民館、自治会館、葬祭場、地区集会場、斎場、神社・寺院・教会・宗教関係の集会場	イ	トフードの客席部分、持ち帰り専用弁当店、持ち帰り専用寿司店の販売部分、ペットショップ、ホームセンター、クリーニング店、おでん等負荷の高いファーストフードを提供しないコンビニ	6	ロ ゲームセンター
	ハ 野球場、陸上競技場、サッカー場、室内トレーニング場、ヘルスクラブ、道場、武道場、屋内ゲートボールセンター、アスレチッククラブ、フィットネスクラブ、エアロビクスダンス場、ジャズダンス場		口 おでん等負荷の高いファーストフードを提供するコンビニ		ハ カラオケボックス、カラオケハウス
2	イ 2世帯住宅、長屋	5	ハ (一般の場合) 仕出屋、弁当屋、お好み焼き店、ラーメン専門店、レストラン、ファミリーレストラン、郊外レストラン、バー、キャバレー、スナック、ビアホール、屋上ビアガーデン、容器別処理以外のファーストフード店、手作り洋菓子店の厨房	8	ニ ダンスホール
	ロ リゾートマンション、長屋				ホ パターゴルフ場
	ハ 社員寮、グループホーム				チ 屋外ゲートボール場
3	ニ 特養老人ホーム、老人保健施設、宿泊のある授産施設、刑務所	ハ	(汚濁負荷の高い場合) 中華料理専門店、焼肉店、洋食系料理専門店、料理の種類が未定の店舗	9	リ 梨狩り・ブドウ狩り・りんご狩り等の観光農園
	イ 山小屋、山荘、民宿、保養所、結婚式場・宴会場を主たる用途とする建築物				ヲ ミニゴルフ場
4	ロ 個室付き浴場、ラブホテル	ハ	(汚濁負荷の低い場合) そば店、うどん店、貸席、料亭、和食系料理専門店、持ち帰り専門寿司店の厨房部分	10	イ 花・茶・ピアノ教室等、カルチャーセンター、塾、託児所、盲学校、ろう学校、養護学校、学童保育所
	ハ 宿泊を伴う研修所、カプセルホテル、精神病院等(同一患者が長期療養する)				ロ 自動車教習所、高等専門学校、予備校
5	イ 針灸院、整骨院、マッサージ所、犬猫病院、動物病院	ハ		11	ハ 美術館、博物館、展示場
	ロ 理容院、美容院、コインランドリー、自販機により飲食させる店舗、容器別処理のファース				イ 銀行、庁舎、証券会社、郵便局、派出所、宿泊を伴わない研修所
					ロ 倉庫、アトリエ、卸売り店舗、宿泊のない授産施設、郵便局の作業部分
					ロ サウナバス、健康ランド浴場、レジャー浴場
					ハ ハウジングセンター内便所、公園便所

# 様式集

## ◎ 環境省関係浄化槽法施行規則

(昭和59年厚生省令第17号)

- |   |         |            |
|---|---------|------------|
| 1 | 様式第一号   | 浄化槽使用休止届出書 |
| 2 | 様式第一号の二 | 浄化槽使用再開届出書 |
| 3 | 様式第一号の三 | 浄化槽使用廃止届出書 |

## ◎ 浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令

(昭和60年9月27日厚生省・建設省令第1号)

- |   |         |          |
|---|---------|----------|
| 4 | 別記様式第一号 | 浄化槽設置届出書 |
| 5 | 別記様式第二号 | 浄化槽変更届出書 |

## ◎ 川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則

(平成5年3月26日規則第28号)

- |   |        |             |
|---|--------|-------------|
| 6 | 第39号様式 | 浄化槽使用開始報告書  |
| 7 | 第40号様式 | 技術管理者変更報告書  |
| 8 | 第41号様式 | 浄化槽管理者変更報告書 |

## ○ 川崎市浄化槽指導要綱

- |    |        |            |
|----|--------|------------|
| 9  | 要綱第1様式 | 浄化槽維持管理計画書 |
| 10 | 要綱第2様式 | 浄化槽設置計画書   |
| 11 | 要綱第3様式 | 浄化槽設置変更計画書 |

## 浄化槽使用休止届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

届出者

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用の休止に当たつて当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第 11 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
建物名称	
2 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水
3 清掃の年月日	年 月 日
4 休止の予定年月日	年 月 日
5 休止の理由	
6 再開の予定年月日	
7 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 年 月 日
	撤去を実施した者の氏名又は名称
※事務処理欄	

(注意)

- ※欄は、記載しないこと。
- 2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 4 欄は電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。  
2 清掃の記録の写しを添付すること。

# 浄化槽使用再開届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

届出者

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第 11 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
建物名称	
2 処理の対象	① し尿のみ      ② し尿及び雑排水
3 使用再開年月日	年 月 日
4 再開の理由	
※事務処理欄	

(注意)

- ※欄は、記載しないこと。
- 2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

# 浄化槽使用廃止届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

届出者

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第 11 条の 3 の規定により、次のとおり届け出ます。

1	設置場所の地名地番	
	建物名称	
2	使用廃止の年月日	年 月 日
3	処理の対象	① し尿のみ    ② し尿及び雑排水
4	廃止の理由	
※ 事務 処理 欄	① 廃止後の処置	<input type="checkbox"/> 埋戻 <input type="checkbox"/> その他（
	② 工事施工業者名 住所・氏名・連絡先	
	③ 手数料納入者	<input type="checkbox"/> 届出者 <input type="checkbox"/> 工事施工業者 <input type="checkbox"/> その他（
	④ 記入欄	
(注意)		
1 ※欄は、記載しないこと。		
2 3 欄は、該当する事項を○で囲むこと。		
3 浄化槽の廃止に伴い汚泥引抜きのお申込み時には、※事務処理欄①、②、③欄を記入して届け出ること。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

## 浄化槽設置届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

設置者の住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 種類	① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号 ) ② その他		
3 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水		
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	用途	延べ面積	m <sup>2</sup>
5 処理対象人員及び算定根拠	人		
6 処理能力	イ 日平均汚水量		m <sup>3</sup> /日
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率		%
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量		mg/l
7 放流先又は放流方法			
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称	登録番号	
9 着工予定年月日	年 月 日	10 使用開始予定年月日	年 月 日
11 付近の見取図	別紙のとおり		
12 その他特記すべき事項			

## 行政庁記入欄

--

- (注意) 1 2欄及び3欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
2 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。  
3 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 浄化槽変更届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

設置者の住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 設置届出年月日	年	月	日
3 変更の内容及び理由			
4 種類	① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号 ) ② その他		
5 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水		
6 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	用途	延べ面積	m <sup>2</sup>
7 処理対象人員及び算定根拠	人		
8 処理能力	イ 日平均汚水量		m <sup>3</sup> /日
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率		%
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量		mg/ℓ
9 放流先又は放流方法			
10 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称	登録番号	
11 着工予定年月日	年	月	日
		12 使用開始予定年月日	年 月 日
13 付近の見取図	別紙のとおり		
14 その他特記すべき事項			

## 行政庁記入欄

--

- (注意) 1 4欄及び5欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
2 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。  
3 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。
- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

# 浄化槽使用開始報告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

浄化槽管理者

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当部署

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所	区		
建 物 の 名 称			
浄 化 槽 の 規 模	処理対象人員	実使用人員	人
設 置 届 出 又 は 建 築 確 認 年 月 日	年 月 日	設 置 届 出 又 は 建 築 確 認 番 号	第 号
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日		
技 術 管 理 者	氏 名 連 絡 先 電 話		
記事欄			

## 記入要領

- 1 「浄化槽管理者」とは、浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有している者をいいます。
- 2 「設置届出又は建築確認の年月日」及び「設置届出又は建築確認番号」は、「浄化槽設置届出の副本又は建築確認通知書」によりお確かめのうえ記入してください。
- 3 「技術管理者」欄は、処理対象人員が 501 人以上の浄化槽の場合は必ず記入してください。また、技術管理者及び浄化槽管理士の資格を証明する書類を添付してください。

# 技 術 管 理 者 変 更 報 告 書

年 月 日

(宛先)川崎市長

浄化槽管理者

住 所

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当部署

技術管理者を変更したので、浄化槽法第 10 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所	区
建 物 の 名 称	
変 更 後 の 技 術 管 理 者	氏 名 連絡先 電 話
	免状番号  技 術 管 理 者  浄化槽管理士
変 更 年 月 日	年 月 日

注 技術管理者及び浄化槽管理士の資格を証明する書類を添付してください。

# 浄化槽管理者変更報告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

浄化槽管理者

住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当部署

浄化槽管理者に変更があつたので、浄化槽法第 10 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

設置場所		
建物の名称		
氏名	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日

# 浄化槽維持管理計画書

年 月 日

(宛先)川崎市長

設置者

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当部署

浄化槽法第7条、第10条及び第11条の規定により、このたび設置する浄化槽の維持管理を次に掲げるように行います。

## 1 水質に関する検査

- 浄化槽法第7条の規定より「使用開始後3月を経過した日から5月間に指定検査機関の行う水質に関する検査」を受検します。
- 浄化槽法第11条の規定より「毎年1回の指定検査機関の行う水質に関する検査」を受検します。
- 指定検査機関 (法第57条の規定により神奈川県知事が指定した検査機関)  
公益社団法人 神奈川県生活水保全協会  
電話 045-830-5721

## 2 保守点検

- 浄化槽法第8条の規定により保守点検の技術上の基準に基づき浄化槽の保守点検を行います。また、浄化槽の保守点検は、使用開始の直前から行います。
- 保守点検回数

処理方式	浄化槽の種類	期間

- 委託保守点検業者名

川崎市 登録番号	業者名	住所	電話番号

## 3 清掃

年1回以上の清掃を担当の川崎 宮前 生活環境事業所に申し込み、実施します。

# 浄化槽設置計画書

年 月 日

(宛先)川崎市長

設置者の住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

建築基準法第31条第2項に規定する建築設備（浄化槽）の設置計画概要は、次のとおりです。

1 設置場所の地名地番			
2 種類	① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号 ) ② その他		
3 処理の対象	し尿及び雑排水		
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	用途	延べ面積	m <sup>2</sup>
5 処理対象人員及び算定根拠	人		
6 処理能力	イ 日平均汚水量		m <sup>3</sup> /日
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率		%
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量		mg/ℓ
7 放流先又は放流方法			
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称	登録番号	
9 着工予定年月日	年 月 日	10 使用開始予定年月日	年 月 日
11 付近の見取図	別紙のとおり		
12 その他特記すべき事項			

建築確認申請受理日・番号	
--------------	--

行政庁記入欄

--

- (注意)
- 2 欄及び 3 欄は、該当する事項を○で囲むこと。
  - 11 欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
  - 12 欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

# 浄化槽設置変更計画書

年 月 日

(宛先)川崎市長

設置者の住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更に伴う、建築基準法第31条第2項に規定する建築設備（浄化槽）の設置計画概要は、次のとおりです。

1	設置場所の地名地番		
2	設置計画書提出年月日		
3	変更の内容及び理由		
4	種類	① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号 ) ② その他	
5	処理の対象	し尿及び雑排水	
6	当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	用途	延べ面積 m <sup>2</sup>
7	処理対象人員及び算定根拠	人	
8	処理能力	イ 日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日
		ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%
		ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l
9	放流先又は放流方法		
10	工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称	登録番号
11	着工予定年月日	年 月 日	12 使用開始予定年月日
		年 月 日	年 月 日
13	付近の見取図		
14	その他特記すべき事項		

計画変更確認 又は 軽微な変更の受理日・番号	
------------------------	--

行政庁記入欄

--

- (注意)
- 4～13欄は、変更部分のみ記入すること。
  - 4欄及び5欄は、該当する事項を○で囲むこと。
  - 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
  - 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

# 参 考 資 料

1 浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令

(抜粋)

(昭和60年9月27日厚生省・建設省令第1号)

(浄化槽工事の技術上の基準)

2 環境省関係浄化槽法施行規則 (抜粋)

(昭和59年3月30日厚生省令第17号)

(使用に関する準則)

(保守点検の技術上の基準)

3 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 (抜粋)

(平成11年12月24日川崎市条例第50号)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 (抜粋)

(平成12年12月1日川崎市規則第128号)

## 浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令 (抜粋)

### (浄化槽工事の技術上の基準)

第1条 浄化槽法（以下「法」という。）第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行うこと。
- 2 浄化槽が法第4条第2項に規定する浄化槽の構造基準に適合するように行うこと。
- 3 浄化槽に損傷等が生じないように行うこと。
- 4 工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し、適切な施工に努めること。
- 5 根切り工事、山留め工事等は、次に定めるところにより行うこと。
  - イ 建築物その他の工作物に近接して行う場合においては、あらかじめ、当該工作物の傾斜、倒壊等を防止するために必要な措置を講ずること。
  - ロ 地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管等を損壊しないように行うこと。
  - ハ 根切り工事を行う場合においては、当該根切り工事の深さ並びに地層及び地下水の状況に応じて、あらかじめ、山留めの設置等地盤の崩壊を防止するために必要な措置を講ずること。
  - ニ 埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。
  - ホ 法第13条第1項又は第2項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。
- 6 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。
- 7 基礎の状況等に関する記録を作成すること。
- 8 コンクリートの打込みは、打上がり均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。
- 9 地下水等の状況に応じて、浄化槽の浮上りを防止するために必要な措置を講ずること。
- 10 沈殿室又は沈殿槽のホッパーの表面は、必要に応じて、沈殿作用に支障が生じることのないように仕上げを行うこと。
- 11 接触材、ばつ気装置等を浄化槽に固定する場合においては、ばつ気、かくはん流、振動等によりその機能に支障が生じることのないように行うこと。
- 12 越流ぜきの調整が必要な場合においては、越流量が均等になるように調整すること。
- 13 浄化槽内において配管が貫通する部分は、必要に応じて、仕上げを行うこと。
- 14 電気設備については、接地等が適切に行われ、安全上及び機能上の支障がないことを確認すること。
- 15 ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。
- 16 工事現場における浄化槽工事に使用する材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。
- 17 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。

## 環境省関係浄化槽法施行規則（抜粋）

### （使用に関する準則）

第1条 浄化槽法（以下「法」という。）第3条第3項の規定による浄化槽の使用に関する準則は、次のとおりとする。

- 1 し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- 2 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であつて、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- 3 法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの（以下「みなし浄化槽」という。）にあつては、雑排水を流入させないこと。
- 4 浄化槽（みなし浄化槽を除く。第6条第2項において同じ。）にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- 5 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
- 6 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- 7 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- 8 通気装置の開口部をふさがないこと。
- 9 浄化槽に故障又は異常を認めるときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

### （保守点検の技術上の基準）

第2条 法第4条第7項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
  - イ 第1条の準則の遵守の状況
  - ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
  - ハ 槽の水平の保持の状況
  - ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
  - ホ 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
  - ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況
- 2 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。
- 3 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
- 4 ばつ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は

機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。

- 5 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。
- 6 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。
- 7 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
- 8 ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。
- 9 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。
- 10 平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。
- 11 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 12 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。
- 13 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 14 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
- 15 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 16 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 17 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。
- 18 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

## 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（抜粋）

### 第3節 水質汚濁の防止

#### （排水の規制基準）

第45条 排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。

- (1) 排水に含まれるカドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの（以下「排水指定物質」という。）の許容限度
- (2) 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目ごとの許容限度

2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

## 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（抜粋）

#### （排水の規制基準）

第42条 条例第45条第1項の規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。

#### （排水指定物質）

第43条 条例第45条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1)から(36) 略 （別表第11を参照）

#### （水の汚染状態を示す項目）

第44条 条例第45条第1項第2号に規定する規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1)から(9) 略 （別表第12を参照）

別表第 11 (第 42 条、第 48 条関係)

排水の規制基準 (排水指定物質)

事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。

排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして 0.03 ミリグラム	1 リットルにつきカドミウムとして 0.03 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアンとして 1 ミリグラム	1 リットルにつきシアンとして 1 ミリグラム
有機燐 (りん) 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として 0.1 ミリグラム	1 リットルにつき鉛として 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして 0.2 ミリグラム	1 リットルにつき六価クロムとして 0.2 ミリグラム
砒 (ひ) 素及びその化合物	1 リットルにつき砒 (ひ) 素として 0.1 ミリグラム	1 リットルにつき砒 (ひ) 素として 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀として 0.005 ミリグラム	1 リットルにつき水銀として 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1、2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1、1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1、2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1、1、1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1、1、2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1、3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして 0.1 ミリグラム	1 リットルにつきセレンとして 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素として 10 ミリグラム。海域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素として 230 ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素として 10 ミリグラム。海域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素として 230 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきふっ素として 8 ミリグラム。海域に排出されるもの 1 リットルにつきふっ素として 15 ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきふっ素として 8 ミリグラム。海域に排出されるもの 1 リットルにつきふっ素として 15 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム
ダイオキシン類	1 リットルにつき 10 ピコグラム	1 リットルにつき 10 ピコグラム
フェノール類	1 リットルにつきフェノールとして 0.5 ミリグラム	1 リットルにつきフェノールとして 0.5 ミリグラム
銅及びその化合物	1 リットルにつき銅として 1 ミリグラム	1 リットルにつき銅として 3 ミリグラム
亜鉛及びその化合物	1 リットルにつき亜鉛として 1 ミリグラム	1 リットルにつき亜鉛として 2 ミリグラム
鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)	1 リットルにつき鉄として 3 ミリグラム	1 リットルにつき鉄として 10 ミリグラム
マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)	1 リットルにつきマンガンとして 1 ミリグラム	1 リットルにつきマンガンとして 1 ミリグラム
クロム及びその化合物	1 リットルにつきクロムとして 2 ミリグラム	1 リットルにつきクロムとして 2 ミリグラム

ニッケル及びその化合物	1 リットルにつきニッケルとして1ミリグラム	1 リットルにつきニッケルとして1ミリグラム
-------------	------------------------	------------------------

備考

- 1 「新設の事業所」とは、昭和46年9月11日（旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に属する事業所）にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日。以下この別表において「基準適用日」という。）以後に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満のものを除く。）にあっては、基準適用日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）を設置する事業所にあっては、当該特定施設が定められた日）以後に特定施設を設置して新たに特定事業場（同法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）となったものを含む。
- 2 「検出されないこと。」とは、備考7に定める測定の方法により排水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 4 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 5 砒（ひ）素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所に係る排水については、適用しない。
- 6 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8－四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) カドミウム及びその化合物  
規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあっては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うこと。）
  - (2) シアン化合物  
規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下この号において同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
  - (3) 有機燐（りん）化合物  
排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては、規格K0102の31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあっては、環境庁告示第64号付表2に掲げる方法
  - (4) 鉛及びその化合物  
規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあっては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあっては規格K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。）
  - (5) 六価クロム化合物  
規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考11のb）の1）から3）まで及び規格K0102の65.1に定める方法）又は規格K0102の65.2.6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170－7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
  - (6) 砒（ひ）素及びその化合物  
規格K0102の61に定める方法
  - (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物  
環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
  - (8) アルキル水銀化合物  
環境庁告示第59号付表3に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
  - (9) PCB  
規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
  - (10) トリクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
  - (11) テトラクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
  - (12) ジクロロメタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
  - (13) 四塩化炭素  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
  - (14) 1、2－ジクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
  - (15) 1、1－ジクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
  - (16) シス－1、2－ジクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法

- (17) 1、1、1-トリクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (18) 1、1、2-トリクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (19) 1、3-ジクロロプロペン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (20) チウラム  
環境庁告示第59号付表5に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
- (21) シマジン  
環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
- (22) チオベンカルブ  
環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
- (23) ベンゼン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法
- (24) セレン及びその化合物  
規格K0102の67に定める方法
- (25) ほう素及びその化合物  
規格K0102の47に定める方法
- (26) ふっ素及びその化合物  
規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）、34.2若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注（2）第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法及び環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
- (27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物  
アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格K0102の42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7に定める方法（ただし、規格K0102の42.2、42.6又は42.7に定める方法により測定する場合において、規格K0102の42.1c）の蒸留操作を行うときは、規格K0102の42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあっては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1（c）12）及びc）13）の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。）又は43.2.3（c）7）及びc）8）を除く。）に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。
- (28) 1,4-ジオキサン  
環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
- (29) ダイオキシン類  
規格K0312に定める方法
- (30) フェノール類  
規格K0102の28.1（規格K0102の28の備考2及び備考3並びに規格K0102の28.1.3のただし書以降を除く。）に定める方法
- (31) 銅及びその化合物  
規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
- (32) 亜鉛及びその化合物  
規格K0102の53に定める方法
- (33) 鉄及びその化合物  
規格K0102の57.2、57.3又57.4に定める方法
- (34) マンガン及びその化合物  
規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
- (35) クロム及びその化合物  
規格K0102の65.1に定める方法
- (36) ニッケル及びその化合物  
規格K0102の59に定める方法

補足：別表第 12 の見方

- 1 (1) 50 人槽以下の浄化槽（そのうち(2)に該当しない物）
- (2) 50 人槽以下で記載事項に該当する浄化槽
- (3) 51 人槽以上の浄化槽

## 別表第 12（第 42 条、第 44 条、第 48 条関係）

### 排水の規制基準（水の汚染状態を示す項目）

事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

#### 1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度

(1) 事業所（次号から第 4 号までに掲げるものを除く。）に係る排水についての基準

（単位 mg/l）

項目	区分	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
生物化学的酸素要求量		25	60
化学的酸素要求量		25	60
浮遊物質量		70	90

備考

- 1 「新設の事業所」とは、昭和 46 年 9 月 11 日（廃棄物の最終処分場にあつては昭和 62 年 9 月 10 日、日本標準産業分類に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、情報通信業（通信業、インターネット附随サービス業、レコード制作業、新聞業及び出版業を除く。）、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業（駐車場業、物品賃貸業に限る。）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）又はサービス業（他に分類されないもの）（廃棄物の最終処分場を除く。以下この別表において同じ。）に属する事業所にあつて 1 日当たりの排水の量が 50 立方メートル未満のものにあつては平成 10 年 4 月 1 日。以下この項において「基準適用日」という。）以後に設置された事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満のものを除く。）にあつては、基準適用日（水質汚濁防止法施行令第 1 条の改正により新たに定められた特定施設を設置する事業所にあつては、当該特定施設が定められた日）以後に特定施設を設置して新たに特定事業場となったものを含む。
- 2 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 3 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 4 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 生物化学的酸素要求量 規格 K0102 の 21 に定める方法
  - (2) 化学的酸素要求量 規格 K0102 の 17 に定める方法
  - (3) 浮遊物質量 環境庁告示第 59 号付表 9 に掲げる方法
- (2) 日本標準産業分類に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、情報通信業（通信業、インターネット附随サービス業、レコード制作業、新聞業及び出版業を除く。）、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業（駐車場業、物品賃貸業に限る。）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所にあつて 1 日当たりの排水の量が 20 立方メートル未満のもの（次号に該当するものを除く。）、当該事業所にあつて平成 10 年 4 月 1 日前に設置された 1 日当たりの排水の量が 50 立方メートル未満のもの（同日前から設置の工事がされているものを含み、同号又は第 4 号に該当するものを除く。）又はし尿その他生活に起因する排水のみを排出する事業所（次号又は第 4 号に該当するものを除く。）に係る排水についての基準

（単位 mg/l）

生物化学的酸素要求量	130
化学的酸素要求量	130
浮遊物質量	160

備考

- 1 この規制基準は、畜舎及び廃棄物の最終処分場に係る排水については、適用しない。
- 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 3 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 生物化学的酸素要求量 規格 K0102 の 21 に定める方法
  - (2) 化学的酸素要求量 規格 K0102 の 17 に定める方法
  - (3) 浮遊物質量 環境庁告示第 59 号付表 9 に掲げる方法
- (3) し尿その他生活に起因する排水のみを排出する事業所であつてし尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下この表において「処理対象人員」という。）が 50 人以下のし尿浄化槽を除く。）のみを設置する事業所（次号に該当する事業所を除く。）又は下水道終末処理施設のみを設置する事業所に係る排水についての基準

ア 処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽を設置する場合

(単位 mg/l)

項目	区分	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
生物化学的酸素要求量		25	40
化学的酸素要求量		25	40
浮遊物質		70	80

備考 「新設の事業所」とは、平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。

イ 処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽を設置する場合

(単位 mg/l)

項目	区分	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合	
			合併処理の場合	合併処理以外の場合
生物化学的酸素要求量		40	80	120
化学的酸素要求量		40	80	120
浮遊物質		80	160	160

備考

- 「新設の事業所」とは、平成 4 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。
- 「合併処理の場合」とは、し尿と併せて生活排水を処理するし尿処理施設のみを設置する場合をいう。

ウ 処理対象人員が 51 人以上 200 人以下のし尿浄化槽を設置する場合

(単位 mg/l)

項目	区分	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
生物化学的酸素要求量		40	130
化学的酸素要求量		40	130
浮遊物質		80	160

備考 「新設の事業所」とは、平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。

エ し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する場合

(単位 mg/l)

生物化学的酸素要求量	25
化学的酸素要求量	25
浮遊物質	70

備考

- 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 生物化学的酸素要求量 規格 K0102 の 21 に定める方法
  - 化学的酸素要求量 規格 K0102 の 17 に定める方法
  - 浮遊物質 環境庁告示第 59 号付表 9 に掲げる方法
- 旅館業法第 2 条第 1 項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に属する事業所（これらの事業所から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。）を処理するための事業所を含む。）で 1 日当たりの排水の量が 20 立方メートル以上のものに係る排水についての基準

(単位 mg/l)

項目	区分	事業所の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
生物化学的酸素要求量		1 日当たりの排水の量が 100 立方メートル未満のもの	25	130
		1 日当たりの排水の量が 100 立方メートル以上のもの	25	90
化学的酸素要求量		1 日当たりの排水の量が 100 立方メートル未満のもの	25	130
		1 日当たりの排水の量が 100 立方メートル以上のもの	25	90
浮遊物質		1 日当たりの排水の量が 100 立方メートル未満のもの	50	200
		1 日当たりの排水の量が 100 立方メートル以上のもの	50	160

備考

- 「新設の事業所」とは、昭和 49 年 12 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から設置の工事がされているものを除く。）であって、1 日当たりの排水の量が 50 立方メートル以上のもの又は平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。
- 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

- 3 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法
  - (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法
  - (3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法

2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌数、臭気、色汚染度及び温度の許容限度

項目	区分	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
水素イオン濃度 (水素指数)		5.8以上、8.6以下	5.8以上、8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)		5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)		5	10
大腸菌数 (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位)		800	800
臭気		受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	
色汚染度		排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。	
温度		排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上超えないものとする。	

備考

- 1 「新設の事業所」とは、昭和46年9月11日(前項第4号に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日。以下この項において「基準適用日」という。)以後に設置された事業所(基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。)をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所(基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満のものを除く。)にあつては、基準適用日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設を設置する事業所にあつては、当該特定施設が定められた日)以後に特定施設を設置して新たに特定事業場となったものを含む。
- 2 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 3 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 4 水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)を利用する事業所に係る排水については、適用しない。
- 5 色汚染度に係る許容限度は、自然現象に起因するものについては、適用しない。
- 6 温度に係る許容限度は、1日当たりの平均的な排水の量が300立方メートル未満の排水口については、適用しない。
- 7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 水素イオン濃度 (水素指数)  
規格K0102の12.1に定める方法
  - (2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量  
環境庁告示第64号付表4に掲げる方法
  - (3) 大腸菌数  
下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法
  - (4) 臭気  
規格K0102の10.2に定める方法
  - (5) 色汚染度  
次の式により算出された値とする。  

$$\text{色汚染度} = 3(V_b - V_s) + C_s - C_b$$

ア V<sub>b</sub>とは、空試験の明度をいう。  
イ V<sub>s</sub>とは、試料の明度をいう。  
ウ C<sub>s</sub>とは、試料の彩度をいう。  
エ C<sub>b</sub>とは、空試験の彩度をいう。  
オ 明度及び彩度の測定は、標準色票(規格Z8721 準拠)及び容量3400mlの化学分析用磁器ビーカー(規格R1302)その他の内径70ミリメートル以上で試料の水深を7センチメートルに保つことができる円筒形の磁器容器を用いて次の方法により行うものとする。  
(ア) 試料を十分に攪(かく)拌(はん)のうえ、水深が7センチメートルになるようにビーカーに採取し、標準色票により明度及び彩度を求める。  
なお、この際の試料と標準色票との比較は、規格Z8723(表面色の比較方法)に準ずるものとする。  
(イ) 空試験は、蒸留水を用いて、(ア)と同様の方法により行うものとする。
  - (6) 温度  
規格K0102の7.2に定める方法

---

川崎市浄化槽指導要綱

発行年月 令和8年4月

発行 川崎市環境局生活環境部  
収集計画課

電話 (044) 200-2585

---